

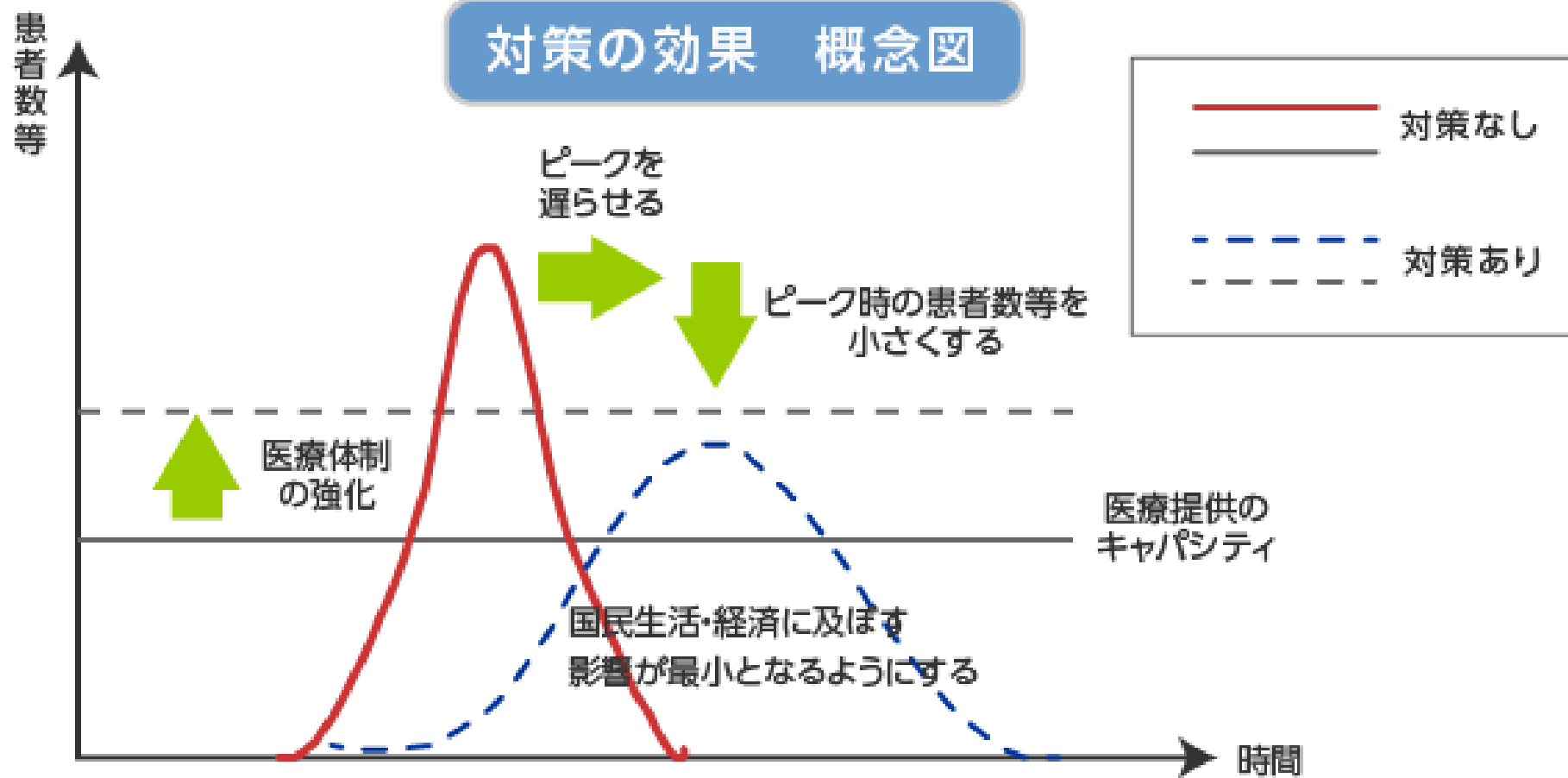
市立柏病院に期待すること (感染症対策)

保健予防課

本年10月現在，市立柏病院が
関与する感染症対策関連案件

- 新型インフルエンザ等対策
- 法定感染症対応
- 感染症診査協議会

新型インフルエンザ等対策 概念図

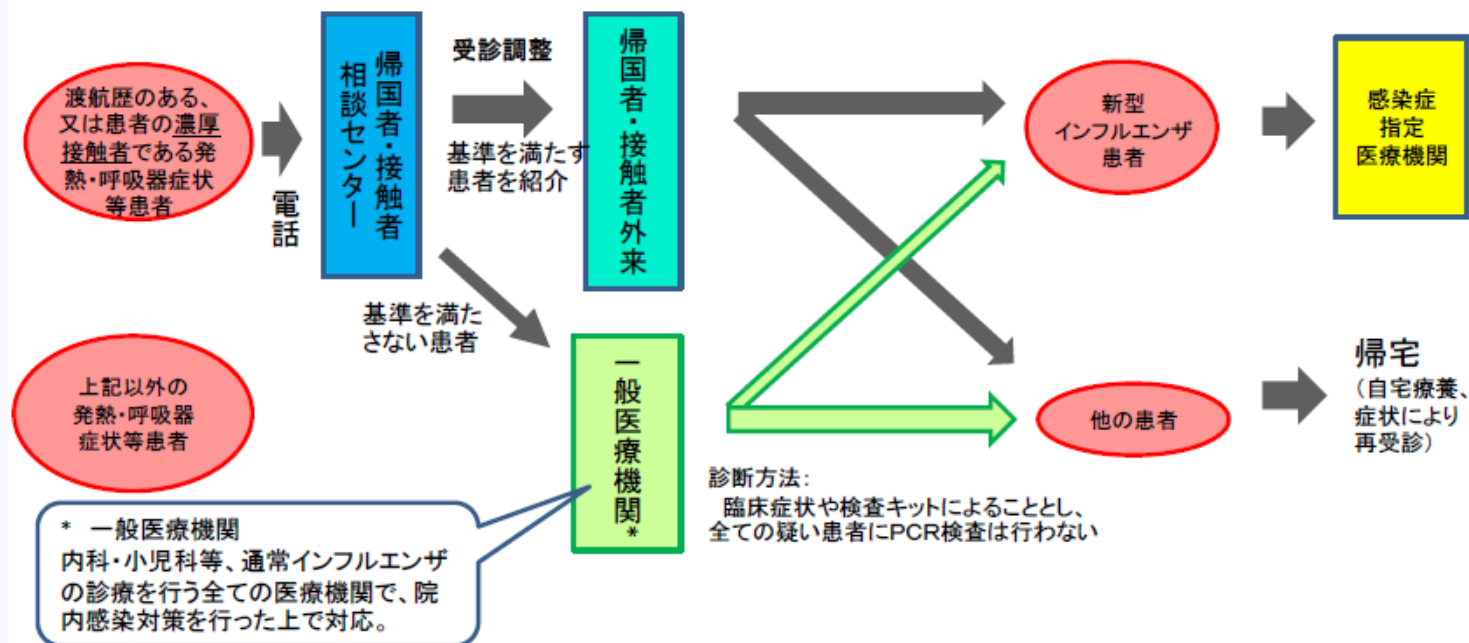


新型インフルエンザ等対策に係る医療体制（海外発生期～国内発生早期）

医療体制＜海外発生期～国内（地域）発生早期＞

●新型インフルエンザ対策行動計画

- 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者について、帰国者・接触者外来において診断を行う。
- 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザの患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- 新型インフルエンザと診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。



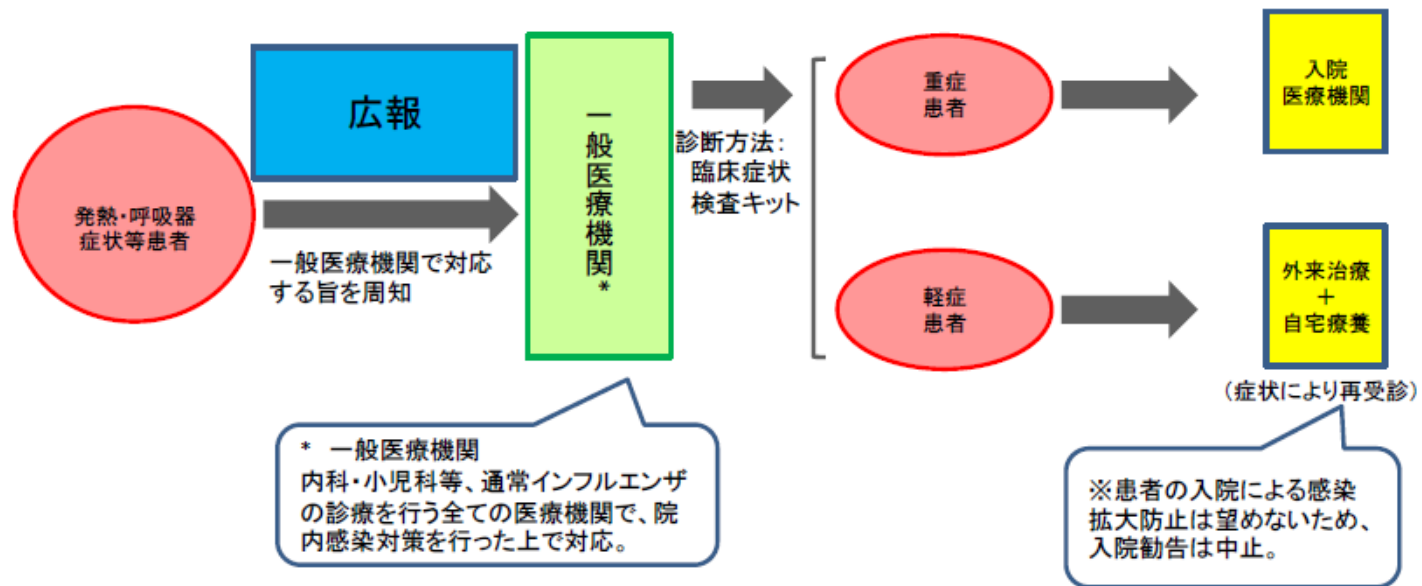
新型インフルエンザ等対策に係る 医療体制（国内感染期）

医療体制＜国内（地域）感染期＞

●新型インフルエンザ対策行動計画

- 原則として一般の医療機関において新型インフルエンザの患者の診療を行う。
- 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。

→臨時の医療施設



法定感染症への対応

1 類感染症	2 類感染症	3 類感染症
1 エボラ出血熱	1 急性灰白髄炎	1 腸管出血性大腸菌感染症
2 クリミア・コンゴ出血熱	2 ジフテリア	2 コレラ
3 痘瘡	3 SARS	3 細菌性赤痢
4 ペスト	4 結核	4 腸チフス
5 マールブルグ病	5 鳥インフルエンザ (H5N1)	5 パラチフス
6 ラッサ熱	6 鳥インフルエンザ (H7N9)	
7 南米出血熱	7 MERS	

市立柏病院において、結核等二類感染症，腸管出血性大腸菌感染症等三類感染症患者の診療を実施。

感染症診査協議会について

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき、本市保健所においても、「感染症診査協議会」を設置し、同協議会を年間24回開催している。
- 同協議会においては、結核患者の病状及び公費負担申請書の精査等、医学的見識を必要とする内容であり、市立柏病院の医師に委員を委嘱しているところ。

各種実績等（平成27年度）

- 結核患者の発生及び受療状況
新規登録者46名，うち市立柏病院受診者11名
- 結核接触者健診の受診状況
医療機関受診者7名，うち市立柏病院受診者4名
- 三類感染症の発生及び受療状況
新規登録者26名，うち市立柏病院受診者9名